

山梨県公報

第千八百八十三号

平成二十年

九月一日

月 曜 日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
西八代郡市川三郷町上野字川浦一七七番二二
- 二 道路の幅員
最大四・八メートル 最小四・七五メートル
- 三 道路の延長
二八・〇六メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年八月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨平和ミュージアム

2 代表者の氏名 浅川保

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市朝氣一丁目一番三十号

4 定款に記載された目的

この法人は、十五年戦争など戦争と平和に関わる資料を収集・保存・展示して、戦争の事実と実相等を県民に広く提供し、ふたたび戦争の惨禍に巻き込まれることのない平和な社会の維持・発展をはかり、もって、県民の生活の安定に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年八月十四日から同年十月十三日まで

● 平成二十年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

目 次

県営土地改良事業の完了……………五〇一
建築基準法に基づく道路位置指定……………五〇一

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五〇一
平成二十年度後期技能検定の実施……………五〇一
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………五〇四
平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五〇五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五〇五

人事委員会

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五〇六

正 誤

平成二十年四月十四日付第千八百四十五号中……………五〇六

告 示

山梨県告示第三百八十七号

県営土地改良事業(杉ノ木地区中山間地域総合農地防災事業)の工事は、平成二十年八月十八日をもって完了した。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第三百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月一日

一 実施職種

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス作業に限る。）、金属ばね製造（学科試験のうち受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御作業に限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学機器組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学機器組立て作業に限る。）、空圧圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業に限る。）、和裁、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工作業に限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水施工法、防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業に限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、

機械製図法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図、印章彫刻及び塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装作業に限る。）

3 三級

機械検査、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業に限る。）、プリント配線板製造、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、建築大工、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、製麺（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械乾麺製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械乾麺製造作業に限る。）、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

（一）実施期日

平成二十年十二月一日（月）から平成二十一年二月二十二日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

（二）実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

（三）問題の公表

平成二十年十一月二十一日（金）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

（一）実施期日

<p>1 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金（機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工（石材加工法に限る。）、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水施工法、合成ゴムシート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図（機械製図法に限る。）及び印章彫刻</p> <p>3 三級 時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図</p> <p>4 単一等級 製麺（機械乾麺製造法に限る。）、枠組壁建築及びバルコニー施工</p>	<p>1 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御法に限る。）、婦人子供服製造、婦人子供既製服製造法に限る。）、菓子製造、配管（建築配管法に限る。）、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工</p> <p>2 三級 機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法に限る。）及び配管（建築配管法に限る。）</p>	<p>検定職種</p>
	<p>平成二十二年二月一日（日）</p>	<p>実施期日 平成二十二年一月二十五日（日）</p>

<p>全職種</p> <p>検定職種</p> <p>手数料</p> <p>一万五千七百元</p>	<p>1 一級及び二級 金属はね製造（薄板はね製造法に限る。）、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造（光学機器組立て法に限る。）、和裁、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装（鋼橋塗装法に限る。）、</p> <p>2 三級 プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形（射出成形法に限る。）、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成二十二年二月八日（日）</p>
<p>(2) 一級、二級、三級(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級</p> <p>検定職種</p> <p>手数料</p> <p>一万五千七百元</p>	<p>四 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター</p> <p>1 受検申請の手續 提出書類</p> <p>2 技能検定受検申請書 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>3 試験手数料 実技試験</p> <p>(一) 特級</p>	

鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、塗装、電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工及びプラスチック成形	
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	一万千五百円

(3) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検 定 職 種	手 数 料
電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形、建築大工及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百元
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	七千七百元

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成二十年九月二十九日（月）から同年十月十日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨県地域職業訓練センター内 山梨県職業

能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十一年三月十七日（火）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字桂久保六二〇七の三	金毘羅神社

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示
平成二十年七月三十一日山梨県告示第百四十五号

● 平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九五・二二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・六九ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一八五・九七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・三三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
躰沢地区水源かん養保安林	一、七三四・九三ヘクタール
躰沢地区土砂流出防備保安林	一四一・〇二ヘクタール

躰沢地区干害防備保安林

躰沢地区保健保安林

躰沢地区水源かん養保安林

躰沢地区土砂流出防備保安林

多摩川上流水源かん養保安林

多摩川上流土砂流出防備保安林

相模川中流水源かん養保安林

相模川中流土砂流出防備保安林

相模川上流水源かん養保安林

相模川上流土砂流出防備保安林

七・一二ヘクタール

一一・五六ヘクタール

一一・四二ヘクタール

五五・六六ヘクタール

七二・〇四ヘクタール

一六・〇六ヘクタール

一五・三三ヘクタール

一五・三七ヘクタール

一一・二六ヘクタール

一七・〇〇ヘクタール

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年九月一日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町中尾字久祢添七六五の一、七六五の三、七六五の一〇、七六五の一、七六五の二、七六五の一三、七六五の一四、七六五の一五、七六五の一六、七六五の一七、七六五の一八、七六五の一九、七六五の二〇、七六五の二一、七六五の二二、七六五の二三、七六五の二四、七六五の二五、七六五の二六、七六五の二七及び七六五の二八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原町千五十番地 有限会社スミ新建材 代表取締役 伊藤嘉康

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十九号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年九月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七部の項中「庁舎整備室長」を「被疑者取調べ監督室長 庁舎整備室長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇三	下	十一	平成二十年四月十四日山梨県訓令甲第十二号（環境日本一やまなし推進本部規程の全部を改正する訓令）	平成五年山梨県訓令甲第十一号 平成十六年山梨県訓令甲第十号